

廃 第 4 8 6 号

令和元年6月25日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長

(公印省略)

解体業の許可の取消しについて (通知)

使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成14年法律第87号。以下「法」という。) 第66条の規定により解体業の許可を取り消しましたので、下記のとおり通知します。

記

事業者の氏名又は名称	有限会社白土商会
業 の 区 分	解体業
許 可 の 番 号	20123000015
処 分 の 年 月 日	令和元年6月25日
処 分 理 由	有限会社白土商会は、当該法人の発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主が、禁錮以上の刑に処せられたことにより欠格要件に該当した。 (法第62条第1項第2号チ)

【担当】

千葉県環境生活部廃棄物指導課

監視指導室 指導担当

TEL : 043-223-2684